

民生児童委員候補者 ご推薦のお願い

1. 概要

現任の民生児童委員の任期が令和7年11月30日で満了します。民生児童委員は、高齢者・障がい者・児童等の地域住民の身近な相談・支援者として、住民の立場に立った活動を行っています。

民生児童委員が地域に根ざした活動を行えるよう、自治会・町内会から候補者の推薦をしていただきたいと思います。

2. 民生児童委員の任期

令和7年12月1日～令和10年11月30日（3年間）

3. スケジュール

- ① 5月開催予定の自治会行政連絡会議で、再度、自治会長・町内会長の皆様に、民生児童委員候補者の推薦のお願いをいたします。
- ② 7月初旬を目途に推薦される方を健康福祉課にご報告ください。

<備考>

- ・現任委員の方の再選も差し支えありません。
- ・選任要件・担当地区割については、別紙のとおりです。

別添 2

民生委員児童委員候補者選任要件

- 1 社会奉仕の精神に富み、人格見識ともに高く、生活経験が豊富で、円満な常識をもち、情理をわきまえ、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- 2 その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- 3 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間をさくことができる者
- 4 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- 5 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者
- 6 責任感が強く、民生委員児童委員協議会は勿論、各種集会や研修、行事などに積極的に参加できる者
- 7 地域住民の連帯意識を高めるとともに、社会福祉について理解と関心を深め、住民参加による地域福祉の推進を図ることや、福祉と医療・保健の連携を図ることなどの問題について十分な理解と関心を有し、かつ、積極的な活動のできる者
- 8 年齢については、現在、民生委員児童委員でない者を新たに推薦する場合には、原則として72歳未満の者（適格者が得られない場合は、72歳以上の者の推薦も可能）、現在の民生委員児童委員を推薦する場合には、できる限り75歳未満の者
※年齢は令和7年12月1日現在
- 9 会社員等の勤めを持っている者については、民生委員・児童委員活動に必要な時間がいつでも得られることの「証明書」又は「承諾書」を職場の所属長等から交付を受けられること

民生委員・児童委員(主任児童委員)の職務

1 民生委員の職務

民生委員の職務は、民生委員法第14条に規定されています。

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- (4) 社会福祉を目的とする事業を営営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (5) 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

ニ 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

2 児童委員の職務

児童委員の職務は、児童福祉法第17条に規定されています。

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- (2) 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (4) 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- (5) 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

3 主任児童委員の職務

主任児童委員は、上記に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。